

特定目的会社の社員総会に関する規則（平成十八年内閣府令第五十三号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 社員総会</p> <p> 第一節 通則（第三条 第十条）</p> <p> 第二節 社員総会参考書類</p> <p> 第一款 通則（第十一条）</p> <p> 第二款 役員を選任（第十二条 第十五条）</p> <p> 第三款 役員の解任等（第十六条 第十九条）</p> <p> 第四款 役員の報酬等（第二十条 第二十二條）</p> <p> 第五款 計算関係書類の承認（第二十三条）</p> <p> 第五款の二 特定出資の併合（第二十三条の二）</p> <p> 第五款の三 優先出資の併合（第二十三条の三）</p> <p> 第六款 社員提案の場合における記載事項（第二十四条）</p> <p> 第七款 社員総会の参考書類の記載の督促（第二十五条）</p> <p>附則</p> <p>（招集の決定事項）</p> <p>第三条 法第五十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 社員総会</p> <p> 第一節 （略）</p> <p> 第二節 社員総会参考書類</p> <p> 第一款 通則（第十一条）</p> <p> 第二款 役員を選任（第十二条 第十五条）</p> <p> 第三款 役員の解任等（第十六条 第十九条）</p> <p> 第四款 役員の報酬等（第二十条 第二十二條）</p> <p> 第五款 計算関係書類の承認（第二十三条）</p> <p>附則</p> <p>（招集の決定事項）</p> <p>第三条 法第五十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>

一 法第五十四条第一項第一号に規定する社員総会が定時社員総会である場合において、同号の日が前事業年度に係る定時社員総会の日に応当する日と著しく離れた日であるときは、その日時を決定した理由

二 法第五十四条第一項第一号に規定する社員総会の場所が過去に開催した社員総会のいずれの場所とも著しく離れた場所であるとき（次に掲げる場合を除く。）は、その場所を決定した理由

イ 当該場所が定款で定められたものである場合

ロ 当該場所で開催することについて社員総会に出席しない社員全員の同意がある場合

三 法第五十四条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたとときは、次に掲げる事項（定款に口から二まで及びへに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）

イ 次節の規定により社員総会参考書類に記載すべき事項（第二十三条の二第三号及び第二十三条の三第三号に掲げる事項を除く。）

ロ 特定の時（社員総会の日時以前の時であつて、法第五十五条第一項の規定により通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）をもって書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ハ 特定の時（社員総会の日時以前の時であつて、法第五十五条第一項の規定により通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）をもって電磁的方法による議決権の行使の期

一 法第五十四条第一項第一号に規定する社員総会が定時社員総会である場合において、同号の日が前事業年度に係る定時社員総会の日に応当する日と著しく離れた日であるときは、その日時を決定した理由

二 法第五十四条第一項第一号に規定する社員総会の場所が過去に開催した社員総会のいずれの場所とも著しく離れた場所であるとき（次に掲げる場合を除く。）は、その場所を決定した理由

イ 当該場所が定款で定められたものである場合

ロ 当該場所で開催することについて社員総会に出席しない社員全員の同意がある場合

三 法第五十四条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたとときは、次に掲げる事項（定款に口から二まで及びへに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）

イ 次節の規定により社員総会参考書類に記載すべき事項

ロ 特定の時（社員総会の日時以前の時であつて、法第五十五条第一項の規定により通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）をもって書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ハ 特定の時（社員総会の日時以前の時であつて、法第五十五条第一項の規定により通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）をもって電磁的方法による議決権の行使の期

限とする旨を定めるときは、その特定の時

二 第五条第一項第二号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

ホ 第二十五条第一項の措置をとることにより特定社員又は優先出資社員に対して提供する社員総会参考書類に記載しないものとする事項

ヘ 一の特定社員又は優先出資社員が同一の議案につき次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該社員の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるとき（次号に規定する場合を除く。）は、その事項

(1) 法第五十四条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合 法第六十五条第二項において準用する会社法第三百十一条第一項

(2) 法第五十四条第一項第四号に掲げる事項を定めた場合 法第六十五条第二項において準用する会社法第三百十二条第一項

四 法第五十四条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めたとときは、次に掲げる事項（定款にイから八までに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）

イ 法第五十五条第三項の承諾をした特定社員の請求があつた時に当該特定社員に対して同条第六項において準用する会社法第

限とする旨を定めるときは、その特定の時

二 第五条第一項第二号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

ホ 第二十五条第一項の措置をとることにより特定社員又は優先出資社員に対して提供する社員総会参考書類に記載しないものとする事項

ヘ 一の特定社員又は優先出資社員が同一の議案につき次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該社員の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるとき（次号に規定する場合を除く。）は、その事項

(1) 法第五十四条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合 法第六十五条第二項において準用する会社法第三百十一条第一項

(2) 法第五十四条第一項第四号に掲げる事項を定めた場合 法第六十五条第二項において準用する会社法第三百十二条第一項

四 法第五十四条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めたとときは、次に掲げる事項（定款にイから八までに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）

イ 法第五十五条第三項の承諾をした特定社員の請求があつた時に当該特定社員に対して同条第六項において準用する会社法第

三百一条第一項の規定による社員が議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」という。）の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

ロ 法第五十六条第三項において準用する法第五十五条第三項の承諾をした社員（社員総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない社員を除く。第五条第二項において同じ。）に対しては、当該社員の請求があつた時に法第五十六条第三項において準用する会社法第三百一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

ハ 一の特定社員又は優先出資社員が同一の議案につき法第六十一条又は第六十五条第二項において準用する会社法第三百一条第一項及び法第六十五条第二項において準用する会社法第三百十二条第一項の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該特定社員又は優先出資社員の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

五 法第六十五条第一項において準用する会社法第三百十条第一項

の規定による代理人による議決権の行使について代理権（代理人の資格を含む。）を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項を定めるとき（定款に当該事項につ

三百一条第一項の規定による社員が議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」という。）の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

ロ 法第五十六条第三項において準用する法第五十五条第三項の承諾をした社員（社員総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない社員を除く。第五条第二項において同じ。）に対しては、当該社員の請求があつた時に法第五十六条第三項において準用する会社法第三百一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

ハ 一の特定社員又は優先出資社員が同一の議案につき法第六十一条又は第六十五条第二項において準用する会社法第三百一条第一項及び法第六十五条第二項において準用する会社法第三百十二条第一項の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該特定社員又は優先出資社員の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

五 法第六十五条第一項において準用する会社法第三百十条第一項

の規定による代理人による議決権の行使について代理権（代理人の資格を含む。）を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項を定めるとき（定款に当該事項につ

いての定めがある場合を除く。）は、その事項

六 第三号に規定する場合以外の場合において、次に掲げる事項が社員総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあつては、その旨）

イ 役員等の選任

ロ 役員等の報酬等

ハ 特定出資の併合

ニ 優先出資の併合

ホ 法第三十六条第三項に規定する場合における募集特定出資を引き受ける者の募集

ヘ 法第三十九条第二項に規定する場合における募集優先出資を引き受ける者の募集

ト 法第三十一条第二項に規定する場合における転換特定社債の発行

チ 法第三十九条第四項に規定する場合における新優先出資引受権付特定社債の発行

リ 定款の変更

（会計監査人の選任に関する議案）

第十五条 取締役が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければなら

ない。
一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定め

いての定めがある場合を除く。）は、その事項

六 第三号に規定する場合以外の場合において、次に掲げる事項が社員総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあつては、その旨）

イ 役員等の選任

ロ 役員等の報酬等

（新設）

（新設）

ハ 法第三十六条第三項に規定する場合における募集特定出資を引き受ける者の募集

ニ 法第三十九条第二項に規定する場合における募集優先出資を引き受ける者の募集

ホ 法第三十一条第二項に規定する場合における転換特定社債の発行

ヘ 法第三十九条第四項に規定する場合における新優先出資引受権付特定社債の発行

ト 定款の変更

（会計監査人の選任に関する議案）

第十五条 取締役が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければなら

ない。
一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定め

る事項

イ 候補者が公認会計士である場合 その氏名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴

ロ 候補者が監査法人である場合 その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革

二 就任の承諾を得ていないときは、その旨

三 監査役が当該候補者を会計監査人の候補者とした理由

四 法第七十七条第三項において準用する会社法第三百四十五条第

五項において準用する同条第一項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要

五 当該候補者が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項

六 当該候補者が過去二年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該特定目的会社が社員総会参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項

(会計監査人の解任又は不再任に関する議案)

第十九条 取締役が会計監査人の解任又は不再任に関する議案を提出する場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 会計監査人の氏名又は名称

る事項

イ 候補者が公認会計士である場合 その氏名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴

ロ 候補者が監査法人である場合 その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革

二 就任の承諾を得ていないときは、その旨

三 議案が法第七十七条第二項において準用する会社法第三百四十四條第二項第一号又は第二号の規定による請求によつて提出されたものであるときは、その旨

四 法第七十七条第三項において準用する会社法第三百四十五条第

五項において準用する同条第一項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要

五 当該候補者が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項

六 当該候補者が過去二年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該特定目的会社が社員総会参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項

(会計監査人の解任又は不再任に関する議案)

第十九条 取締役が会計監査人の解任又は不再任に関する議案を提出する場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 会計監査人の氏名又は名称

二 監査役が議案の内容を決定した理由
(削る)

三 法第七十七条第三項において準用する会社法第三百四十五条第五項において準用する同条第一項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要

第五款の二 特定出資の併合

第二十三条の二 取締役が特定出資の併合に関する議案を提出する場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該特定出資の併合を行う理由
- 二 法第三十八条において準用する会社法第八十条第二項第一号及び第二号に掲げる事項の内容
- 三 法第五十四条第一項の決定をした日における資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号。以下「施行規則」という。）（第四十五条の三第一号及び第二号に掲げる事項）があるときは、当該事項の内容の概要

第五款の三 優先出資の併合

第二十三条の三 取締役が優先出資の併合に関する議案を提出する場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければ

二 解任又は不再任の理由

三 議案が法第七十七条第二項において準用する会社法第三百四十四条第二項第二号又は第三号の規定による請求によって提出されたものであるときは、その旨

四 法第七十七条第三項において準用する会社法第三百四十五条第五項において準用する同条第一項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要

(新設)

(新設)

ならない。

- 一 当該優先出資の併合を行う理由
- 二 法第五十条第一項において準用する会社法第百八十条第二項第一号、第二号及び第三号に掲げる事項の内容
- 三 法第五十四条第一項の決定をした日における施行規則第四十八条の二第一号及び第二号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

第二十四条 議案が特定社員又は優先出資社員の提出に係るものである場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項（第三号から第五号までに掲げる事項が社員総会参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合（特定目的会社がその全部を記載することが適切であるものとして定めた分量を超える場合を含む。）にあつては、当該事項の概要）を記載しなければならない。

- 一 議案が特定社員又は優先出資社員の提出に係るものである旨
- 二 議案に対する取締役の意見があるときは、その意見の内容
- 三 特定社員又は優先出資社員が法第五十七条第三項の規定による請求に際して提案の理由（当該提案の理由が明らかに虚偽である場合又は専ら人の名誉を侵害し、若しくは侮辱する目的によるものと認められる場合における当該提案の理由を除く。）を特定目的会社に対して通知したときは、その理由

四 議案が次のイからニまでに掲げる者の選任に関するものである

第二十四条 議案が特定社員又は優先出資社員の提出に係るものである場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項（第三号又は第四号に掲げる事項が社員総会参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合（特定目的会社がその全部を記載することが適切であるものとして定めた分量を超える場合を含む。）にあつては、当該事項の概要）を記載しなければならない。

- 一 議案が特定社員又は優先出資社員の提出に係るものである旨
- 二 議案に対する取締役の意見があるときは、その意見の内容
- 三 特定社員又は優先出資社員が法第五十七条第三項の規定による請求に際して提案の理由（当該提案の理由が明らかに虚偽である場合又は専ら人の名誉を侵害し、若しくは侮辱する目的によるものと認められる場合における当該提案の理由を除く。）を特定目的会社に対して通知したときは、その理由

四 議案が次のイからニまでに掲げる者の選任に関するものである

場合において、特定社員又は優先出資社員が法第五十七条第三項の規定による請求に際して当該イからニまでに定める事項（当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。）を特定目的会社に対して通知したときは、その内容

イ 取締役 第十二条に規定する事項

ロ 会計参与 第十三条に規定する事項

ハ 監査役 第十四条に規定する事項

ニ 会計監査人 第十五条に規定する事項

五 議案が次のイ又はロに掲げる事項に関するものである場合において、特定社員又は優先出資社員が法第五十七条第三項の規定による請求に際して当該イ又はロに定める事項（当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。）を特定目的会社に対して通知したときは、その内容

イ 特定出資の併合 第二十三条の二に規定する事項

ロ 優先出資の併合 第二十三条の三に規定する事項

2 二以上の社員から同一の趣旨の議案が提出されている場合には、社員総会参考書類には、その議案及びこれに対する取締役の意見の内容は、各別に記載することを要しない。ただし、二以上の社員から同一の趣旨の提案があつた旨を記載しなければならない。

3 二以上の社員から同一の趣旨の提案の理由が提出されている場合には、社員総会参考書類には、その提案の理由は、各別に記載することを要しない。

場合において、特定社員又は優先出資社員が法第五十七条第三項の規定による請求に際して当該イからニまでに定める事項（当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。）を特定目的会社に対して通知したときは、その内容

イ 取締役 第十二条に規定する事項

ロ 会計参与 第十三条に規定する事項

ハ 監査役 第十四条に規定する事項

ニ 会計監査人 第十五条に規定する事項

（新設）

2 二以上の社員から同一の趣旨の議案が提出されている場合には、社員総会参考書類には、その議案及びこれに対する取締役の意見の内容は、各別に記載することを要しない。ただし、二以上の社員から同一の趣旨の提案があつた旨を記載しなければならない。

3 二以上の社員から同一の趣旨の提案の理由が提出されている場合には、社員総会参考書類には、その提案の理由は、各別に記載することを要しない。

第二十五条 社員総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該社員総会に係る招集通知を発出する時から当該社員総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により特定社員又は優先出資社員が提供を受けることができる状態に置く措置（施行規則第二百二十八条第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。第三項において同じ。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した社員総会参考書類を特定社員又は優先出資社員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一 議案

二 特定目的会社の計算に関する規則第七十条第四項第一号に掲げる事項を社員総会参考書類に記載することとしている場合における当該事項

三 次項の規定により社員総会参考書類に記載すべき事項

四 社員総会参考書類に記載すべき事項（前各号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監査役が異議を述べている場合における当該事項

2 前項の場合には、特定社員又は優先出資社員に対して提供する社

第二十五条 社員総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該社員総会に係る招集通知を発出する時から当該社員総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により特定社員又は優先出資社員が提供を受けることができる状態に置く措置（資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号）第二百二十八条第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した社員総会参考書類を特定社員又は優先出資社員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一 議案

二 特定目的会社の計算に関する規則第七十条第四項第一号に掲げる事項を社員総会参考書類に記載することとしている場合における当該事項

三 次項の規定により社員総会参考書類に記載すべき事項

四 社員総会参考書類に記載すべき事項（前二号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監査役が異議を述べている場合における当該事項

2 前項の場合には、特定社員又は優先出資社員に対して提供する社

員総会参考書類に、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを記載しななければならない。

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により特定社員又は優先出資社員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

員総会参考書類に、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを記載しななければならない。

(新設)